

答 申 書
(答申第111号)
平成22年4月27日

1 審査会の結論

交番等業務自主点検表に係る警察官の氏名を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は〇〇警察署〇〇交番の交番等業務自主点検表（平成20年10月31日付け、11月30日付け、12月31日付け、平成21年1月31日付け、2月28日付け、3月31日付け、4月30日付け、5月31日付け、6月30日付け、7月30日付け、8月29日付け及び9月30日付け）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長は本件公文書のうち警察官の氏名を北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報をアからオの5つの情報（以下「公共安全情報の5類型」という。）に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、警察官の氏名については、当該警察官が犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事していることから、これが明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、本件公文書の警察官は、交番に勤務する警察官であるが、平素から管轄区域内で発生する犯罪の捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事しており、捜査に従事している警察官が特定されると尾行や張り込み、身分や捜査目的を秘匿した聞き込みなどの捜査活動において、相手方から対抗措置を講じられ、捜査に著しい支障が生ずるおそれがあると説明した。

ウ 当審査会としては、実施機関の説明は当該警察官の捜査活動を具体的に示しており、それによれば、本件処分において非開示とした警察官の氏名は、犯罪の捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事している警察官であることから、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は

体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認めることに相当の理由があると認められる。

したがって、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、実施機関が本件処分に係る非開示の理由付記において、公共安全情報の5類型のいずれに該当するのかが明らかにしていないため、条例条項の該当性の説明を尽くしておらず不備がある旨主張する。

条例第10条第2項は、本文において警察業務の全国的な統一性、一体性の観点から、情報公開法の規定のように、非開示情報を犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものと規定した上で、その具体的な類型をアないしオとして例示したものである。

したがって、2項2号情報は公共安全情報の5類型に限定したのではなく、その該当性を判断するにあたっては、条例第10条第2項本文の規定に該当するか否かで判断すれば足りるものと解される。

以上のことから当審査会としては、実施機関が行った本件処分に係る公文書一部開示決定通知書の非開示理由の付記については、警察官の氏名が2項2号情報に該当する旨の理由が記載されており、その中に公共安全情報の5類型のうちいずれに該当するかを示す記載が無かったとしても特段の不備があるとは認められないため、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

イ 審査請求人は、非開示とされた警察官の氏名は、審査請求人の居住地を管轄する交番職員であり、審査請求人の自宅にも訪れることのある職員の氏名を非開示とすることは地域と警察のつながりを否定していると主張する。

しかしながら、実施機関が主張するとおり、情報公開制度は、何人に対しても開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断にあたり、開示請求者が誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんじやくしないものである。

したがって、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

ウ 審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年1月14日	○ 諮問書の受理（諮問番号354） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成22年1月20日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号354） ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託

平成22年 2 月 8 日	○ 審査請求人の意見書を受理
平成22年 2 月 17日 (第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成22年 3 月 16日 (第一部会)	○ 審議
平成22年 4 月 16日	○ 審査請求人の資料を受理
平成22年 4 月 21日 (第一部会)	○ 審議
平成22年 4 月 23日 (第47回審査会)	○ 答申案審議
平成22年 4 月 27日	○ 答申